

羽幌町犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽幌町犯罪被害者等支援条例（令和7年羽幌町条例第 号。以下「支援条例」という。）第8条の規定に基づき実施する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病で、警察等に被害を届け出ることが困難であると認められる場合を除き、被害届出が警察等に受理されているものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 医師の診断により療養の期間が1ヶ月以上を要する心身の負傷又は疾病をいう。
- (5) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの事項によりやむを得ず本町の住民基本台帳に記録されずに町内に居住している者をいう。
 - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - キ その他本町の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(見舞金の支給)

第3条 見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

- 2 遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合に、重傷病見舞金は犯罪被害者が重傷病

を負った場合にそれぞれ支給する。

- 3 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、支援条例第8条第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族(当該犯罪被害発生時に住民であった者に限る。))をいう。以下同じ。
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害発生時に住民であった者

- 2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと町長が認める者を含む。以下同じ。)
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

- 4 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合においては、先順位の者のみが支給を受けることとし、当該遺族の順位が同順位の場合は、同順位の遺族間の同意により決定された代表者とする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としないものとし、遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

(支給の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けている場合
- (2) 当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があつた場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認

められる事情がある場合については、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があった場合

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、羽幌町暴力団の排除に関する条例（平成24年羽幌町条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者である場合

(5) その他見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合（支給申請）

第6条 遺族見舞金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、羽幌町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記様式第1号）及び犯罪被害申告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

(2) 犯罪被害者の消除された住民票の写し

(3) 申請者が犯罪被害発生時に住民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、町内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）

(4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）

(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

(6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

(7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）

(8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、羽幌町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記様式第3号）

(9) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請者は、羽幌町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（別記様式第4号）及び犯罪被害申告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書（犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、病名を明記したものとする。）

（2） 前項第3号の書類

（3） その他町長が必要と認める書類

3 前2項各号に掲げる書類のうち、本町の住民基本台帳、戸籍等により申請者の資格等を確認することができる場合は、公用請求等同意書（別記様式第5号）の提出により当該書類に替えることができる。

4 第1項及び第2項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

（支給申請期限）

第7条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から起算して2年を経過する日までに行わなければならない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受けるときは、死亡した日から起算して2年を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、前条の規定による申請をすることができる。

（支給決定等）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、羽幌町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記様式第6号）又は羽幌町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、町長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

（見舞金の請求）

第9条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、羽幌町犯罪被害者等見舞金支給請求書（別記様式第8号）により、町長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（支給決定の取消）

第10条 町長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の決定を取り消すことができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により取消しを行った場合は、羽幌町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第11条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(報告等)

第13条 町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。